

# 新島村地域防災計画

## 【火山編】

令和4年3月版

新島村防災会議



# 目 次

|                  |    |
|------------------|----|
| 第1部 総論           | 1  |
| 第1章 計画の方針        | 1  |
| 第1節 計画の目的        | 1  |
| 第2節 計画の基本        | 1  |
| 第3節 計画の構成        | 1  |
| 第4節 計画の習熟        | 1  |
| 第5節 計画の修正        | 1  |
| 第2章 防災関係機関等の業務大綱 | 2  |
| 第1節 新島村          | 2  |
| 第2節 東京都          | 2  |
| 第3節 指定地方行政機関     | 3  |
| 第4節 自衛隊          | 4  |
| 第5節 指定公共機関       | 4  |
| 第6節 指定地方公共機関     | 5  |
| 第7節 協力機関         | 6  |
| 第3章 火山噴火の履歴      | 7  |
| 第1節 新島火山の概要      | 7  |
| 第2節 火山噴火の履歴      | 7  |
| 第4章 火山活動の想定      | 9  |
| 第1節 火山現象の想定      | 9  |
| 第2節 噴火の想定        | 9  |
| 第2部 災害予防計画       | 10 |
| 第1章 火山観測・監視      | 10 |
| 第1節 国の火山観測・監視    | 10 |
| 第2節 村の火山観測・監視    | 10 |
| 第2章 災害に強い村づくり    | 11 |
| 第1節 施設等の整備       | 11 |
| 第2節 避難施設の整備      | 11 |
| 第3章 防災行動力の向上     | 12 |
| 第1節 火山防災知識の普及・啓発 | 12 |
| 第2節 避難訓練         | 12 |
| 第3節 避難促進施設における対応 | 13 |
| 第4節 要配慮者の安全対策    | 13 |
| 第3部 災害応急・復旧対策計画  | 14 |
| 第1章 応急活動体制       | 14 |
| 第1節 活動態勢         | 14 |
| 第2節 警戒体制         | 14 |
| 第3節 災害対策本部       | 15 |
| 第4節 防災会議         | 16 |
| 第5節 共同検討体制       | 19 |
| 第2章 情報の収集・伝達     | 20 |

|     |                |    |
|-----|----------------|----|
| 第1節 | 火山情報の伝達        | 20 |
| 第2節 | 被害情報の収集・報告     | 22 |
| 第3章 | 応援協力・派遣要請      | 24 |
| 第1節 | 都・防災関係機関への応援要請 | 24 |
| 第2節 | 協定に基づく応援要請     | 25 |
| 第3節 | 自衛隊の災害派遣要請     | 25 |
| 第4節 | 村の受援体制         | 27 |
| 第4章 | 避難             | 28 |
| 第1節 | 避難の基本方針        | 28 |
| 第2節 | 立入規制           | 30 |
| 第3節 | 警戒区域の設定        | 30 |
| 第4節 | 避難情報           | 30 |
| 第5節 | 一般住民の避難        | 32 |
| 第6節 | 避難行動要支援者の避難    | 33 |
| 第7節 | 来島者の避難         | 33 |
| 第8節 | 自主避難への対応       | 33 |
| 第5章 | 避難に伴う対応措置      | 35 |
| 第1節 | 医療救護           | 35 |
| 第2節 | 行方不明者の捜索・救助    | 35 |
| 第3節 | 残留機関の現地活動対策    | 35 |
| 第6章 | 避難生活           | 36 |
| 第1節 | 島内での避難生活       | 36 |
| 第2節 | 島外での避難生活       | 36 |
| 第7章 | その他の対策         | 37 |
| 第1節 | 降灰対策           | 37 |
| 第2節 | 遺体の取扱い         | 37 |
| 第3節 | 施設の応急・復旧対策     | 37 |
| 第4節 | 応急生活対策         | 38 |
| 第5節 | 応急教育・保育        | 38 |
| 第8章 | 災害救助法の適用       | 39 |
| 第9章 | 激甚災害の指定        | 39 |
| 第4部 | 復興計画           | 40 |

# 第1部 総論

## 第1章 計画の方針

### 第1節 計画の目的

新島村地域防災計画【火山編】（以下、「本計画」という。）は、災害対策基本法第42条（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、新島村防災会議が策定する計画である。

本計画は、火山現象（噴火に伴う噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流等）により、村に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関の有する全機能を有効に発揮して、住民及び滞在者の生命、身体及び財産を火山災害から保護することを目的とする。

### 第2節 計画の基本

本計画は、火山活動が活発化した場合において、関係機関が協力して住民及び滞在者の安全を確保し、円滑な避難を行うことを対策の基本とし、活動火山対策特別措置法により設置された新島火山防災協議会が策定する新島火山避難計画との整合を有するものである。

なお、本計画に定めのない事項については、新島村地域防災計画【本編】を準用する。

### 第3節 計画の構成

本計画には、火山災害を前提として、村、防災関係機関、事業者及び村民が行うべき災害対策を項目ごとに予防、応急、復旧・復興の各段階に応じて具体的に記載している。

その構成と主な内容は、次のとおりである。

|                 |                                 |
|-----------------|---------------------------------|
| 第1部 総論          | 計画の方針、防災関係機関の業務大綱、噴火の履歴、火山活動の想定 |
| 第2部 災害予防計画      | 火山の観測・監視、防災施設の整備、訓練等の平常時の対策     |
| 第3部 災害応急・復旧対策計画 | 村の防災体制、情報の収集伝達、島内避難、島外避難等の対策    |
| 第4部 復興計画        | 被災者の生活再建や復興対策等                  |

### 第4節 計画の習熟

村及び防災関係機関は、平素から調査・研究に努めるとともに、災害時の役割などを踏まえた実践的な教育、訓練の実施などを通して、本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

### 第5節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正する。各防災関係機関は、関係ある事項について修正の必要がある場合は、修正案を防災会議事務局に提出する。

## 第2章 防災関係機関等の業務大綱

### 第1節 新島村

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱   |
|-------|---|
| 新島村   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新島村防災会議に関する事</li> <li>2 防災に係る組織の整備及び施設に関する事</li> <li>3 災害情報の収集及び伝達に関する事</li> <li>4 緊急輸送の確保に関する事</li> <li>5 高齢者等避難、避難指示等の発令及び避難誘導に関する事</li> <li>6 消防団及び水防に関する事</li> <li>7 医療、防疫及び保健衛生に関する事</li> <li>8 滞在者の支援に関する事</li> <li>9 応急給水に関する事</li> <li>10 救助物資の備蓄及び調達に関する事</li> <li>11 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事</li> <li>12 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事</li> <li>13 公共施設の応急復旧に関する事</li> <li>14 災害復興に関する事</li> <li>15 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事</li> <li>16 自主防災組織の育成に関する事</li> <li>17 事業所防災に関する事</li> <li>18 防災教育及び防災訓練に関する事</li> <li>19 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事</li> </ol> |

### 第2節 東京都

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱   |
|-------|---|
| 東京都   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 東京都防災会議に関する事</li> <li>2 防災に係る組織及び施設に関する事</li> <li>3 災害情報の収集及び伝達に関する事</li> <li>4 自衛隊等への派遣要請に関する事</li> <li>5 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する応援の要請に関する事</li> <li>6 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関する事</li> <li>7 緊急輸送の確保に関する事</li> <li>8 被災者の救出及び避難誘導に関する事</li> <li>9 人命の救助及び救急に関する事</li> <li>10 消防及び水防に関する事</li> <li>11 医療、防疫及び保健衛生に関する事</li> <li>12 滞在者の支援に関する事</li> <li>13 応急給水に関する事</li> </ol> |

|                 |  |
|-----------------|--|
|                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>14 救助物資の備蓄及び調達に関すること</li> <li>15 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること</li> <li>16 区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること</li> <li>17 公共施設の応急復旧に関すること</li> <li>18 災害復興に関すること</li> <li>19 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>20 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること</li> <li>21 事業所防災に関すること</li> <li>22 防災教育及び防災訓練に関すること</li> <li>23 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること</li> </ul> |
| 大島支庁<br>(新島出張所) | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害予防、災害応急対策及び応急復旧の実施及び連絡調整に関すること</li> <li>2 東京都災害対策本部大島地方隊に関すること</li> </ul>   |
| 警視庁<br>新島警察署    | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること</li> <li>2 交通規制に関すること</li> <li>3 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること</li> <li>4 行方不明者の捜索及び調査に関すること</li> <li>5 遺体の調査等及び検視に関すること</li> </ul>   |

### 第3節 指定地方行政機関

| 機関の名称                   | 事務又は業務の大綱   |
|-------------------------|---|
| 第三管区海上保安本部<br>(下田海上保安部) | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 火山災害に関する情報の収集に関すること</li> <li>2 海難救助（人命救助、危険物流出対応、火災対応等）に関すること</li> <li>3 排出油の防除（調査及び指導、防除措置の指導等）に関すること</li> <li>4 海上交通安全の確保（船舶交通の整理整頓・指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、航路標識等の復旧）に関すること</li> <li>5 海上における治安の維持に関すること</li> <li>6 緊急輸送（人員及び救援・災害復旧資材の輸送）に関すること</li> <li>7 その他、災害応急対策に必要な事項</li> <li>8 その他、火山災害応急対策に必要な事項</li> </ul> |
| 東京管区气象台<br>(気象庁)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。</li> <li>2 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。</li> <li>3 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。</li> <li>4 区市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力をを行う。</li> </ul>                                  |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>5 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。</p> <p>6 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。</p> |
|--|--|

#### 第4節 自衛隊

| 機関の名称                | 事務又は業務の大綱   |
|----------------------|---|
| 陸上自衛隊（第1師団）          | <p>1 災害派遣の計画及び準備に関すること</p> <p>(1) 防災関係資料の基礎調査</p> <p>(2) 災害派遣計画の作成</p> <p>(3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施</p> <p>2 災害派遣の実施に関すること</p> <p>(1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧</p> <p>(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与</p> |
| 海上自衛隊（横須賀地方総監部）      |   |
| 航空自衛隊（航空総隊作戦システム運用隊） |   |
| 防衛装備庁航空装備研究所新島支所     |   |
|                      |   |

#### 第5節 指定公共機関

| 機関の名称   | 事務又は業務の大綱   |
|---|---|
| 日本郵便株式会社<br>（新島郵便局、式根島郵便局、若郷郵便局）                          | <p>1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること</p> <p>2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること</p> <p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> |
| 東日本電信電話株式会社<br>（株式会社NTT 東日本一南関東東京事業部東京西支店設備部門伊豆大島サービスセンタ） | <p>1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること</p> <p>2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること</p> <p>3 気象予警報の伝達に関すること</p>  |
| エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社                                    | <p>1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること</p> <p>2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること</p>   |
| 株式会社NTT ドコモ   | <p>1 携帯電話等の移動通信施設の建設及びこれらの施設の保全に関すること</p> <p>2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること</p>   |
| 日本赤十字社東京都支部   | <p>1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産及び死体の処理を含む。）の実施に関すること</p> <p>2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること</p> <p>3 こころのケアに関すること</p>   |



|                            |  |
|----------------------------|--|
|                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>4 赤十字ボランティアの活動に関する事</li> <li>5 輸血用血液の確保、供給に関する事</li> <li>6 義援金の募集・受付・配分及び募金に関する事（原則として義援物資については受け付けない。）</li> <li>7 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関する事</li> <li>8 災害救援品の支給に関する事</li> <li>9 日赤医療施設等の保全、運営に関する事</li> <li>10 外国人安否調査に関する事</li> <li>11 遺体の検案協力に関する事</li> <li>12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事</li> </ul> |
| 日本放送協会                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 報道番組（気象予警報及び被害状況等を含む。）に関する事</li> <li>2 広報（避難所等への受信機の貸与等を含む。）に関する事</li> <li>3 放送施設の保全に関する事</li> </ul>  |
| KDDI 株式会社<br>ソフトバンク株式会社    | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 重要通信の確保に関する事</li> <li>2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関する事</li> </ul>  |
| 東京電力パワーグリッド株式会社<br>（新島事務所） | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 電力施設等の建設及び安全保安に関する事</li> <li>2 災害時における電力の供給に関する事</li> </ul>   |

## 第6節 指定地方公共機関

| 機関の名称        | 事務又は業務の大綱  |
|--------------|--|
| 東海汽船株式会社     | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 船舶並びに旅客及び貨物のための施設の安全保全に関する事</li> <li>2 災害時における船舶による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事</li> </ul> |
| （公財）東京都医師会   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 医療に関する事</li> <li>2 防疫の協力に関する事</li> <li>3 遺体の検案の協力に関する事</li> </ul>                   |
| （公財）東京都歯科医師会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 歯科医療活動に関する事</li> </ul>  |
| （公財）東京都薬剤師会  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関する事</li> </ul>   |
| （公財）献血供給事業団  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 血液製剤の供給に関する事</li> </ul>   |
| （公社）東京都獣医師会  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 動物の医療保護活動に関する事</li> </ul>   |
| 放送機関         | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事</li> <li>2 放送施設の保全に関する事</li> </ul>                       |

## 第7節 協力機関

| 機関の名称            | 事務又は業務の大綱   |
|------------------|---|
| 社会福祉法人新島村社会福祉協議会 | 1 災害ボランティアセンターの設置に関する事  |
| 新島建設業協会          | 1 災害時における建設活動の協力に関する事   |
| 新島村商工会           | 1 災害時における救助物資調達の協力に関する事   |
| 新島観光協会           | 1 観光客の避難誘導及びその把握の協力に関する事  |
| 式根島観光協会          | 1 観光客の避難誘導及びその把握の協力に関する事  |
| 新中央航空株式会社        | 1 疾病者の空輸、救助物資の空輸等災害時における輸送の協力に関する事  |
| 新島物産株式会社         | 1 疾病者の輸送、救助物資の輸送等災害時における輸送の協力に関する事  |
| 伊豆七島海運株式会社       | 1 疾病者の輸送、救助物資の輸送等災害時における輸送の協力に関する事  |
| にいじま漁業協同組合       | 1 被災者及び救援者等の人員輸送の協力に関する事<br>2 救援物資等の貨物輸送の協力に関する事<br>3 その他、必要とする船舶による応急対応に関する事<br>4 被災漁家に対する融資及び斡旋に関する事<br>5 漁業資材の確保、斡旋に関する事           |
| 新島村農業協同組合        | 1 村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事<br>2 農作物の災害応急対策の指導に関する事<br>3 被災農家に対する融資及び斡旋に関する事<br>4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関する事<br>5 災害時における食料及び物資の供給に関する事 |
| 新島村自治会連合会        | 1 避難誘導、避難所内の世話業務の協力に関する事<br>2 被災者の把握の協力に関する事<br>3 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等の協力に関する事<br>4 その他災害調査の協力に関する事                                    |

## 第3章 火山噴火の履歴

### 第1節 新島火山の概要

新島では、北部の宮塚山・阿土山等と南部の向山の2つの地域に十数個の溶岩ドーム群が形成されており、両者に挟まれた集落のある平地は9世紀の噴火に伴う火砕物の堆積により形成されている。

これら火山は、数万から約10万年前から噴火が始まったと考えられているが、一部火山の噴火年代が推定されたに過ぎず噴火史の詳細は明らかではない。

また、これら南北2つの噴火地域のうち、10～5万年前は南部を中心とした活動を、4～1.5万年前に北部を中心として活動し、最新の向山噴火では再び南部に噴火活動が移動したと考えられている。

有史以降の噴火活動としては9世紀の一連の噴火活動がある。新島南部の向山（標高301m）は9世紀末の噴火により形成され、活動初期に爆発的なマグマ水蒸気噴火を起こし、その後、山体成長とともに火砕丘の形成から溶岩の流出へと噴火様式が推移した。

また、これに先立つ9世紀中期には久田巻、阿土山でマグマ水蒸気噴火を起こし、後者はやや規模の大きな噴火とされている。

噴火間隔は長い、噴火すれば激烈で、火砕サージ及び火砕流を生じやすいと考えられる。火砕流及び火砕サージが海面上を流走する可能性、又は浅海域で噴火が始まった場合の小規模な津波発生についても注意が必要である。火砕流及び溶岩流が海域に達した場合には、マグマ噴出口以外の地点で発生する二次爆発に注意が必要である。

一方、式根島においては、流紋岩質の厚い溶岩流が浅海部に流入した結果、複数箇所でも二次爆発が発生した痕跡が認められる。

### 第2節 火山噴火の履歴

噴火有史以降の火山噴火及び地震の履歴は、次のとおりである。

| 噴火年代      | 現象 | 噴火規模  | 噴火様式           | 噴火場所      | 活動経過・発生現象   |
|-----------|----|-------|----------------|-----------|---|
| 856～857年? | 噴火 | やや大規模 | マグマ水蒸気噴火→マグマ噴火 | 阿土山       | 火砕サージ、火砕物降下<br>→溶岩ドーム   |
| 856～857年? | 噴火 | -     | マグマ水蒸気噴火       | 久田巻・淡井浦付近 | 火砕物降下?  |
| 886～887年  | 噴火 | 大規模   | マグマ水蒸気噴火→マグマ噴火 | 向山        | 向山噴火：6月29日～火砕流・火砕サージ→火砕丘形成→溶岩ドーム（溶岩崩壊型火砕流を伴う）→小規模な爆発的噴火<br>向山形成（古記録では新たに1島を生じたという）。<br>房総半島より噴煙確認、音響、降灰（数cm）、植物枯死、家畜に被害、地震頻発、降灰砂多く牛馬倒死多数。 |
| 1936年     | 地震 | -     | -              | -         | 12月27～29日。余震多数。島内で被害あり（最大M6.3）  |
| 1957年     | 地震 | -     | -              | -         | 11月6日～11月末。地震群発（新島南方沖約10km、最大M6.0）  |
| 1965年     | 地震 | -     | -              | -         | 8月3～9日。地震群発（新島・神津島付近、最大M5.0）  |
| 1966年     | 地震 | -     | -              | -         | 5月15日。地震群発（新島西方沖約10km、最大M5.5）   |

第1部 総論 第3章 火山噴火の履歴

|                 |    |   |   |   |  |
|-----------------|----|---|---|---|--|
| 1968年           | 地震 | - | - | - | 2月24～27日。地震群発(新島南方沖約10km、最大M5.0)   |
| 1983年           | 地震 | - | - | - | 8月。地震群発(新島北東沖約15km、最大M4.3)   |
| 1985年           | 地震 | - | - | - | 9月21～22日。地震群発(新島北部より北方沖数km、最大M3.4)   |
| 1991年           | 地震 | - | - | - | 1～2月。地震群発(新島島内より西方沖数km、最大M3.3)   |
| 1991年～<br>1995年 | 地震 | - | - | - | 周辺で時々地震群発(新島-神津島周辺での地震活動)  |
| 2000年           | 地震 | - | - | - | 6～8月。新島-神津島-三宅島周辺で地震群発。有感地震、崖崩れの発生。7月15日最大M6.3(震度6弱)                               |
| 2011年3月～<br>4月  | 地震 | - | - | - | 東北地方太平洋沖地震(2011年3月11日式根島で震度5強、本村で震度5弱)以降、新島付近で地震活動が活発化。有感地震多発。3月11日14時50分M4.7(震度4) |

## 第4章 火山活動の想定

### 第1節 火山現象の想定

新島火山で想定される噴火ケース及び各ケースで想定される災害要因となる火山現象は、次のとおりである。

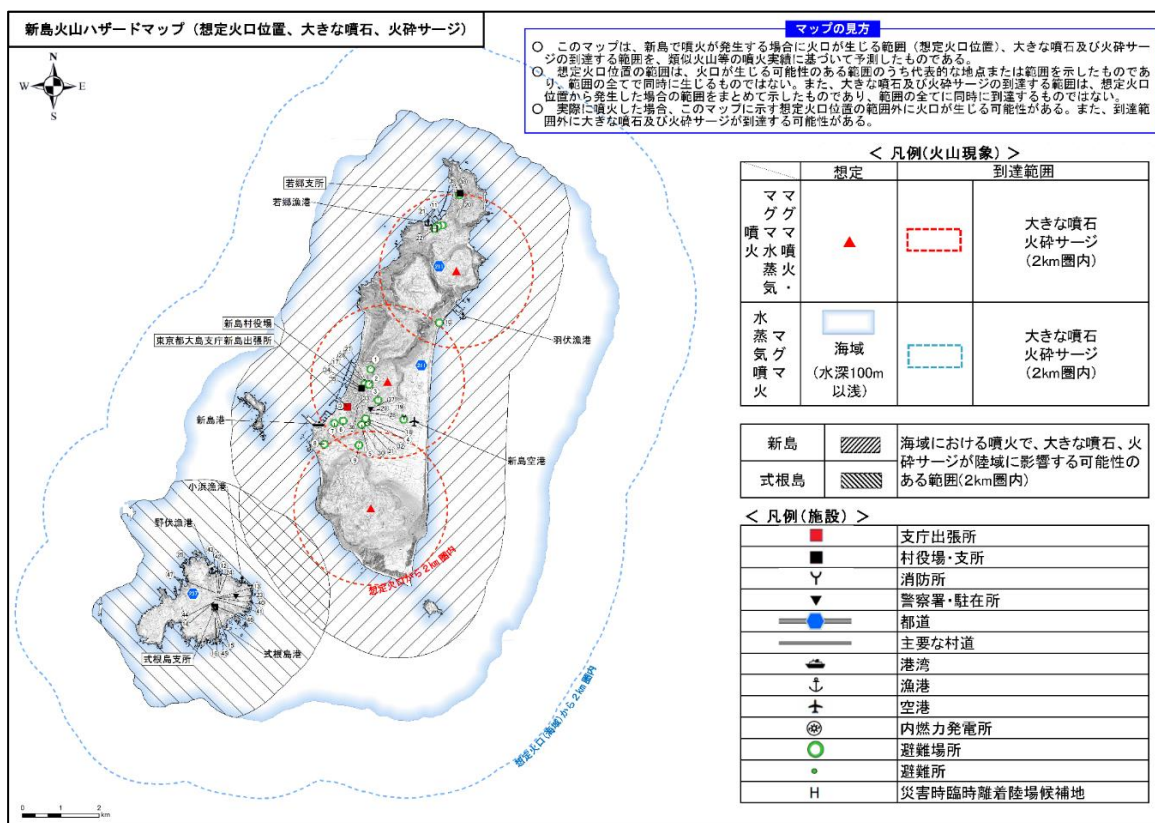
なお、火山は、特定の噴火中心を持たない単成火山群であり、今後活動する火口位置の推定が困難となっている。

【火山現象の想定】

| 噴火ケース  |          | 火山現象  |
|--------|----------|---|
| 浅海での噴火 | マグマ水蒸気噴火 | 火砕サージ、火砕流、噴石、火山灰、津波（小規模）、降灰後の土石流              |
|        | マグマ噴火    | 火砕サージ、火砕流、噴石、火山灰、溶岩流（溶岩ドーム）、降灰後の土石流           |
|        | 二次噴火     | 噴石、火砕サージ、火砕流、津波（小規模）                          |
| 島内での噴火 | マグマ水蒸気噴火 | 火砕サージ、火砕流、噴石、火山灰、降灰後の土石流                      |
|        | マグマ噴火    | 火砕流、噴石、火山灰、溶岩流（溶岩ドーム）、溶岩崩壊型火砕流（小規模津波）、降灰後の土石流 |

### 第2節 噴火の想定

噴火の想定は、次のとおりである。



【新島火山ハザードマップ】

※新島火山避難計画による。

## 第2部 災害予防計画

### 第1章 火山観測・監視

| 項目            | 村担当 | 関係機関      |
|---------------|-----|-----------|
| 第1節 国の火山観測・監視 |     | 気象庁、国土地理院 |
| 第2節 村の火山観測・監視 | 総務課 |           |

#### 第1節 国の火山観測・監視

気象庁、国土地理院等の機関は、新島火山の観測を行っている。

特に、気象庁は、新島を常時観測対象の火山として位置付け、震動観測、地殻変動観測、遠望観測等のほか、随時現地調査を行い、火山活動を24時間体制で監視している。

#### 第2節 村の火山観測・監視

村は、火山観測実施機関に対して、観測体制・研究体制の整備の充実が図られるよう協力するものとし、各機関からの火山活動に関する情報収集を常時行う。

また、必要に応じて防災関係機関が行う火山観測に協力し、火山活動に対する十分な監視体制の確立に努める。

## 第2章 災害に強い村づくり

| 項目          | 村担当     | 関係機関      |
|-------------|---------|-----------|
| 第1節 施設等の整備  | 建設課     | 大島支庁新島出張所 |
| 第2節 避難施設の整備 | 総務課、民生課 |           |

### 第1節 施設等の整備

#### 1 道路の整備

道路は、避難路、緊急車両の通行等として重要な役割を担っている。

このため、村（建設課）及び都（大島支庁新島出張所）は、管理する道路の拡幅等の整備を推進する。

#### 2 港湾及び漁港施設の整備

港湾及び漁港は、災害発生時の救援物資の輸送、島外避難等に際し、重要な役割を担っている。

このため、港湾・漁港管理者（都（大島支庁新島出張所））は、既存岸壁の改良等の整備を推進する。

### 第2節 避難施設の整備

#### 1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

##### (1) 指定緊急避難場所

村（総務課、民生課）は、火山現象の及ぶおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を緊急避難場所として指定し公示する。

##### (2) 指定避難所

村（総務課）は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

##### (3) 福祉避難所

村（総務課、民生課）は、指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

#### 2 避難所の生活環境の整備

村（総務課、民生課）は、指定避難所において、物資、資機材の備蓄、要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努める。

また、指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

詳細は、本編 第2部 第5章「防災行動力の向上」を準用する。

## 第3章 防災行動力の向上

| 項目               | 村担当     | 関係機関            |
|------------------|---------|-----------------|
| 第1節 火山防災知識の普及・啓発 | 総務課、教育課 | 教育庁大島出張所        |
| 第2節 避難訓練         | 総務課、消防団 | 大島支庁新島出張所、新島警察署 |
| 第3節 避難促進施設における対応 | 総務課     |                 |
| 第4節 要配慮者の安全対策    | 総務課、民生課 |                 |

### 第1節 火山防災知識の普及・啓発

#### 1 職員の防災教育

村（総務課）は、所属職員に対して、想定される火山活動、ハザードマップ及び火山避難計画の内容等について防災教育を行う。

#### 2 住民に対する防災知識の普及

村（総務課）は、住民に対して、防災の手引、防災マップ等の配布、ホームページへの掲載、地域でのイベント等の機会を活用し、火山防災に関する知識・情報及び避難に関する知識の普及・啓発を図る。

主な内容は、次のとおりである。

- (1) 噴火警報、噴火警戒レベル等についての普及・啓発
- (2) 各防災機関の火山対策
- (3) 火山活動の異常現象時の対応措置
- (4) 噴火時の対応措置
- (5) 降灰等に対する農作物の処置

#### 3 学校教育における防災教育

村（教育課）及び都（教育庁大島出張所）は、児童・生徒等に対して、学校教育等を通じ、火山防災に関する知識の普及・啓発を図る。

#### 4 来島者への普及啓発

村（総務課）は、来島者に対して、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設等への防災マップ等の掲示のほか、新島村博物館の活動を通じ、火山防災に関する知識・情報の普及啓発を図る。

また、外国人観光客の増加に留意し、外国人に対する普及啓発を図る。

### 第2節 避難訓練

村（総務課）は、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団、東京管区气象台等と連携し、噴火を想定した避難訓練の実施に努める。



### 第3節 避難促進施設における対応

村（総務課）は、活動火山対策特別措置法に基づき、不特定かつ多数の者が利用する施設及び防災上の配慮を要する者が利用する施設について、必要と考える施設を避難促進施設として指定し、避難確保計画の作成及び公表、訓練の実施等を促進するとともに、必要な支援を行う。

避難促進施設として指定する施設は、次のとおりである。

#### 【避難促進施設】

| No. | 施設名          | 担当部署       | 備考       |
|-----|--------------|------------|----------|
| 1   | 新島村博物館       | 教育委員会      |          |
| 2   | 新島空港ターミナル    | 空港管理事務所    |          |
| 3   | 新島港船客待合所     | 空港管理事務所    |          |
| 4   | 特別養護老人ホーム    | 特別養護老人ホーム  |          |
| 5   | さわやか健康センター   | さわやか健康センター |          |
| 6   | 本村診療所        | 診療所        |          |
| 7   | 新島村勤労福祉会館    | 勤労福祉会館     |          |
| 8   | 新島保育園        | 民生課        |          |
| 9   | 新島小学校        | 教育委員会      |          |
| 10  | 新島中学校        | 教育委員会      |          |
| 11  | 新島高等学校       | 新島高等学校     |          |
| 12  | 若郷診療所        | 診療所        |          |
| 13  | ふれいあい農園      | 産業観光課      |          |
| 14  | 新島ガラスアートセンター | 産業観光課      | 地区一体版で作成 |
| 15  | 温泉ロッジ        | 産業観光課      | 地区一体版で作成 |
| 16  | 間々下温泉        | 産業観光課      | 地区一体版で作成 |
| 17  | 憩の家          | 式根島支所      |          |
| 18  | 野伏漁港船客待合所    | 空港管理事務所    |          |
| 19  | 式根島保育園       | 民生課        |          |
| 20  | 式根島小学校       | 教育委員会      |          |
| 21  | 式根島中学校       | 教育委員会      |          |
| 22  | 式根島診療所       | 診療所        |          |

### 第4節 要配慮者の安全対策

村（総務課、民生課）は、要配慮者及びその家族に対し、火山災害に関する知識、避難対策等について、啓発を図る。

また、避難行動要支援者名簿を作成し、地域での避難誘導體制を整備する。

詳細は、本編 第2部 第5章「防災行動力の向上」を準用する。

# 第3部 災害応急・復旧対策計画

## 第1章 応急活動体制

### 第1節 活動態勢

#### 1 活動態勢

##### (1) 活動態勢

火山災害に対する活動態勢は、次のとおりとする。

#### 【活動態勢】

| 噴火警戒レベル  |                           | 体制                     | 配備要員  |
|----------|---------------------------|------------------------|---|
| レベル<br>5 | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫 | 災害対策本部体制               | ・村長、副村長、教育長、全職員<br>(式根島・若郷在住職員は各支所参集)                   |
| レベル<br>4 | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性      |                        |   |
| レベル<br>3 | 居住地域近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性   |                        |   |
| レベル<br>2 | 火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性         | 警戒体制<br>(第一次及び第二次非常態勢) | ・村長、副村長、教育長、総務課長、防災担当(行政係)・庶務係長、全管理職<br>・式根島支所長、式根島支所職員 |
| レベル<br>1 | 活火山であることに留意               | 通常体制                   | —   |

##### (2) 配備の決定

総務課長は、火山情報及び必要な対策等について、村長に報告する。村長は、報告に基づいて配備体制及び配備要員を決定する。

#### 2 職員の参集

##### (1) 参集連絡

総務課長(防災担当)は、各課長及び支所長に配備・参集を連絡する。各課長・支所長は、所属職員に連絡する。連絡は、電話及び庁内放送等を用いる。

##### (2) 参集場所

参集場所は、通常の勤務場所とする。

### 第2節 警戒体制

#### 1 警戒体制の指揮

警戒体制の指揮は、配備に応じて、総務課長又は副村長がとるものとする。

#### 2 ミニ防災会議の開催

警戒体制をとった場合、総務課長及び式根島支所長は、それぞれミニ防災会議を開催し、迅速な対応と適切な判断を行う。

なお、ミニ防災会議での検討事項は、村長に報告し承認を得るものとする。緊急を要する場合は、村長に災害対策本部の設置を申請する。

【ミニ防災会議の構成】

| 会議名       | 会議メンバー  |
|-----------|---|
| 新島ミニ防災会議  | 副村長、総務課長、新島消防団長、自治会連合会長、新島警察署長、大島支庁新島出張所長           |
| 式根島ミニ防災会議 | 支所長、式根島消防団長、自治会連合会副会長、漁業協同組合長、式根島観光協会長、新島警察署（駐在所署員） |

### 第3節 災害対策本部

#### 1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

村長は、噴火警戒レベル3～5が発表された場合、災害対策本部を設置する。

(2) 設置場所

災害対策本部は、村役場に設置する。

(3) 本部設置の通知

村は、災害対策本部を設置したときは、ただちに、知事にその旨を報告するとともに、新島警察署、消防団等の関係機関に通報する。

(4) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。廃止の通知は、設置時の通知と同様とする。

#### 2 災害対策本部の運営

(1) 指揮

災害対策本部の設置及び指揮は、村長（本部長）の権限により行われるが、村長（本部長）の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。

|         |          |            |
|---------|----------|------------|
| 第1位 副村長 | 第2位 総務課長 | 第3位 企画財政課長 |
|---------|----------|------------|

(2) 本部長室

本部長は、本部長室において、災害応急対策に関する基本方針その他重要事項を審議決定する。

【本部長室の運営】

| 本部長室の構成                          | 審議事項                    |
|----------------------------------|-------------------------|
| 本部長（村長）<br>副本部長（副村長）<br>本部員（管理職） | ア 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること   |
|                                  | イ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること  |
|                                  | ウ 避難指示等に関すること           |
|                                  | エ 他の団体との相互応援に関すること      |
|                                  | オ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること |
|                                  | カ 会議の招集に関すること           |
|                                  | キ その他、重要な災害対策に関すること     |

(3) 組織

災害対策本部の組織及び事務分掌は、災害対策本部組織図、災害対策本部事務分掌表のとおりとする。

### 3 災害対策本部廃止後の措置

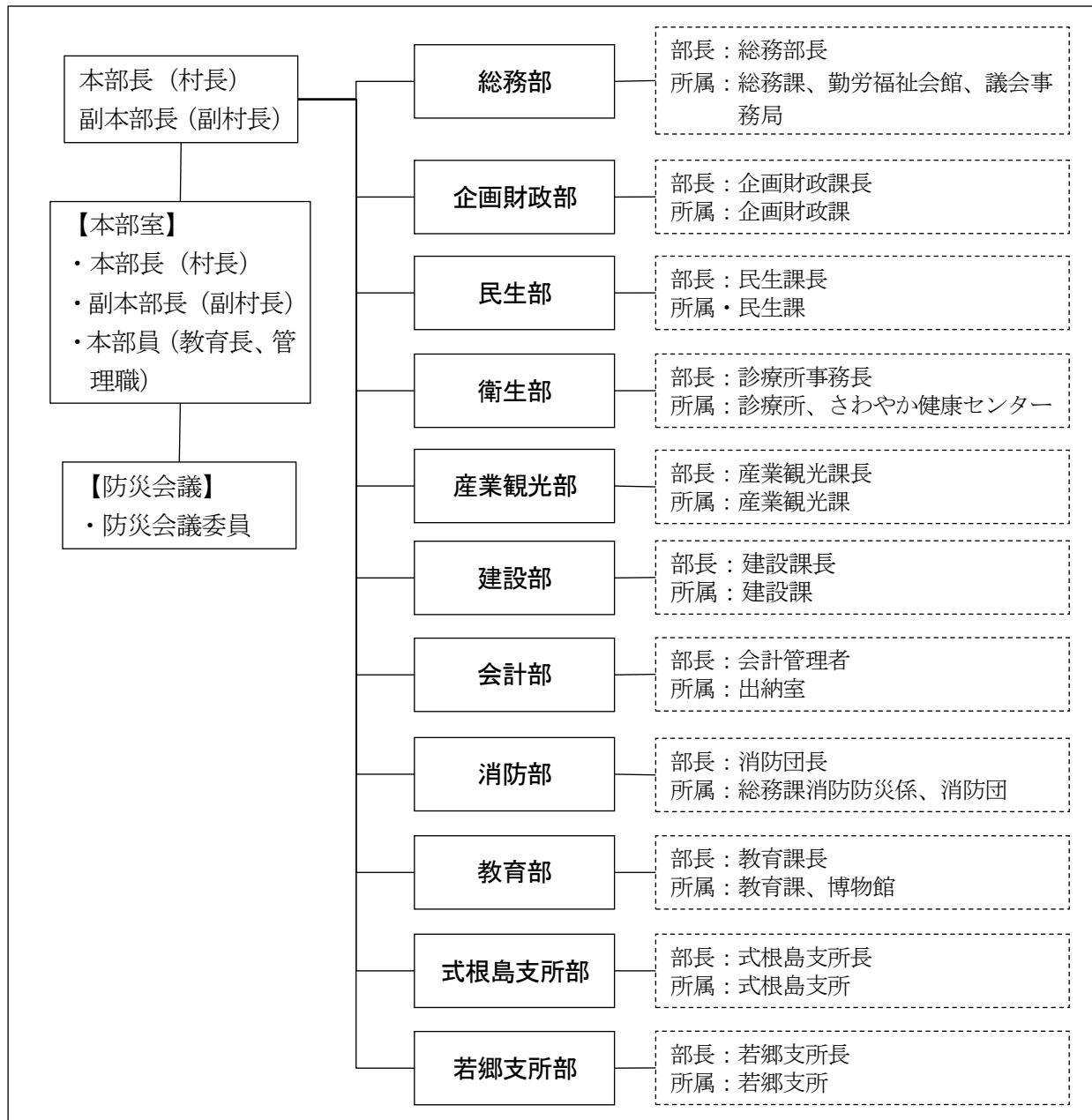
災害対策本部を廃止した後の対応は、引き続き、災害対策本部組織に準じて行うものとする。

## 第4節 防災会議

本部長は、災害応急対策に関し、防災関係機関との連絡調整の必要があるときは、防災会議委員を招集する。

また、防災会議委員がその必要があると認めたときは、委員から本部長（会長）に要請する。

【災害対策本部組織図】



【災害対策本部事務分掌表】

| 部     | 事務分掌   |
|-------|--|
| 総務部   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の庶務に関する事</li> <li>2 気象・地震・津波・火山等の情報収集及び伝達に関する事</li> <li>3 高齢者等避難、避難指示等に関する事</li> <li>4 警戒区域の設定に関する事</li> <li>5 都、国、防災関係機関等への報告、連絡調整に関する事</li> <li>6 応援要請及び受援に関する事</li> <li>7 自衛隊の災害派遣要請に関する事</li> <li>8 職員の動員指示に関する事</li> <li>9 本部長の秘書及び視察者等への対応に関する事</li> <li>10 庁舎の被害調査及び復旧に関する事</li> <li>11 その他各部に属さない事項に関する事</li> </ol> |
| 企画財政部 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民への広報活動に関する事</li> <li>2 報道機関への対応に関する事</li> <li>3 災害記録及び資料の収集に関する事</li> <li>4 住民相談に関する事</li> <li>5 安否情報の提供に関する事</li> <li>6 住家の被害認定調査及び罹災証明の発行に関する事</li> </ol>   |
| 民生部   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害廃棄物の処理に関する事</li> <li>2 し尿の処理に関する事</li> <li>3 遺体の収容・処理・埋葬に関する事</li> <li>4 ペットへの対応に関する事</li> <li>5 避難行動要支援者の避難支援に関する事</li> <li>6 要配慮者の支援に関する事</li> <li>7 福祉避難所の開設・運営に関する事</li> <li>8 避難所の開設・運営に関する事</li> <li>9 園児の避難及び応急保育に関する事</li> <li>10 被災者台帳の作成に関する事</li> <li>11 義援金の配分に関する事</li> <li>12 災害援護に関する事</li> </ol>                |
| 衛生部   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急医療救護に関する事</li> <li>2 傷病者の搬送に関する事</li> <li>3 避難者等の保健衛生に関する事</li> </ol>   |
| 産業観光部 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林業、漁業、観光業の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>2 産業への支援に関する事</li> <li>3 物資の確保・受入・輸送に関する事</li> <li>4 避難者の輸送に関する事</li> <li>5 帰宅困難者の支援に関する事</li> </ol>  |
| 建設部   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋梁、河川、海岸施設等の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>2 土砂災害の警戒及び被害調査に関する事</li> <li>3 障害物の除去及び車両の移動に関する事</li> </ol>   |

|                 |   |
|-----------------|---|
|                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>4 上下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>5 応急給水に関する事</li> <li>6 被災建築物の応急危険度判定、被災宅地の危険度判定に関する事</li> <li>7 住宅の応急修理に関する事</li> <li>8 応急仮設住宅に関する事</li> <li>9 仮設施設の設置に関する事</li> </ul> |
| 会計部             | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策に必要な現金物品の出納保管に関する事</li> <li>2 義援金の受入に関する事</li> </ul>   |
| 消防部             | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 火災その他の災害予防、警戒及び防御に関する事</li> <li>2 人命の救急及び救出に関する事</li> <li>3 危険物の応急措置に関する事</li> <li>4 避難誘導に関する事</li> <li>5 その他消防に関する事</li> </ul>  |
| 教育部             | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 児童・生徒の安全避難に関する事</li> <li>2 施設の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>3 応急教育に関する事</li> <li>4 学用品の給与に関する事</li> <li>5 文化財の被害調査及び保全措置に関する事</li> </ul>                                    |
| 若郷支所部<br>式根島支所部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 情報の伝達及び被害情報の収集に関する事</li> <li>2 避難所の開設・運営に関する事</li> <li>3 住民相談に関する事</li> <li>4 各種手続きに関する事</li> </ul>  |
| 共通事務            | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の運営に関する事</li> <li>2 本部長の特命事項に関する事</li> </ul>  |

## 第5節 共同検討体制

### 1 コアグループ

村は、コアグループにおいて、避難対応に係る協議等を行う。

また、コアグループにおける協議の内容等について、防災関係機関合同会議、新島火山防災協議会等を活用し、防災関係機関等との調整、情報共有等を行う。

### 2 合同会議

村は、避難対応に係る協議等を行う体制としてコアグループよりも大きな体制が必要と判断した場合、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、合同会議を開催する。

合同会議の構成機関や運営体制等は、火山活動の状況、検討すべき避難対応の内容等を踏まえ、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、決定する。

### 3 火山専門家による助言

専門的知見に基づく火山活動の評価や推移の予測等の助言を求める場合は、新島火山防災協議会委員である火山専門家に助言を求める。

#### 【共同検討体制】

| 共同検討体制 | 構成員・構成機関  |
|--------|---|
| コアグループ | 村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団、東京管区气象台  |
| 合同会議   | 村、支庁・都、警察署（駐在所）、東京管区气象台・気象庁、火山専門家、消防団、自衛隊、海上保安本部、東海汽船、航空会社、ライフライン事業者等<br>※村と支庁・都が協議の上、決定する。 |

#### 【新島火山防災協議会】

活動火山対策特別措置法第4条第1項の規定に基づき、火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、東京都及び新島村が共同で設置する。会長は知事、副会長は村長である。

所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 警戒避難体制の整備に関すること
- (2) 避難施設の整備等に関すること
- (3) 防災訓練の実施に関すること
- (4) 避難勧告・指示、警戒区域の設定等に関する検討及び新島村への助言に関すること
- (5) 同法第5条第2項の規定に基づく東京都防災会議からの意見聴取に関すること
- (6) 同法第6条第3項の規定に基づく新島村防災会議からの意見聴取に関すること
- (7) その他必要と認められること。

## 第2章 情報の収集・伝達

| 項目             | 村担当           | 関係機関                    |
|----------------|---------------|-------------------------|
| 第1節 火山情報の伝達    | 総務部、企画財政部     | 東京管区気象台                 |
| 第2節 被害情報の収集・報告 | 総務部、企画財政部、消防部 | 大島支庁新島出張所、新島警察署、東京管区気象台 |

### 第1節 火山情報の伝達

東京管区気象台は、次の火山情報等を伝達する。

#### 1 噴火警報・予報

気象庁は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象の発生が予想される場合及びその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示し「噴火警報」を発表する。

また、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には「噴火予報」を発表する。

新島には、噴火警戒レベルを付して発表される。

#### 【噴火警報と噴火警戒レベル】

| 種別       | 名称                                 | 対象範囲                               | レベル<br>(キーワード)             | 火山活動の状況   | 住民等の行動  |
|----------|------------------------------------|------------------------------------|----------------------------|---|---|
| 特別<br>警報 | 噴火警報<br>(居住地域)又は噴<br>火警報           | 居住地域及び<br>それより火口<br>側              | 5<br>(避難)                  | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。                            | 危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法等を判断)           |
|          |                                    |                                    | 4<br>(避難<br>準備)            | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。                      | 警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要(状況に応じて対象地域を判断)  |
| 警報       | 噴火警報<br>(火口周<br>辺)又は火<br>口周辺警<br>報 | 火口から居住<br>地域近くまで<br>の広い範囲の<br>火口周辺 | 3<br>(入山規<br>制)            | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。   | 通常的生活(今後の火山活動の推移に注意。入山規制)<br>状況に応じて要配慮者の避難準備等 |
|          |                                    | 火口から少し<br>離れた所まで<br>の火口周辺          | 2<br>(火口周<br>辺規制)          | 火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。          | 通常的生活   |
| 予報       | 噴火予報                               | 火口内等                               | 1<br>(活火山で<br>あること<br>に留意) | 火山活動は静穏。<br>火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。 | 通常的生活   |



## 2 火山情報

### (1) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震及び微動の回数、噴火等の状況及び警戒事項について、必要に応じて定期的又は臨時に発表する。

臨時に発表する際は、火山活動によるリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。

### (2) 噴火速報

住民、観光客等、火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生事実を迅速に発表する。

### (3) 降灰予報

#### ア 降灰予報（定時）

噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する。

#### イ 降灰予報（速報）

火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰及び小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する。

#### ウ 降灰予報（詳細）

火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する。

### (4) 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて、火山の活動の状況及び警戒事項について、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。

### (5) 月間火山概況

前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、原則として毎月上旬に発表する。

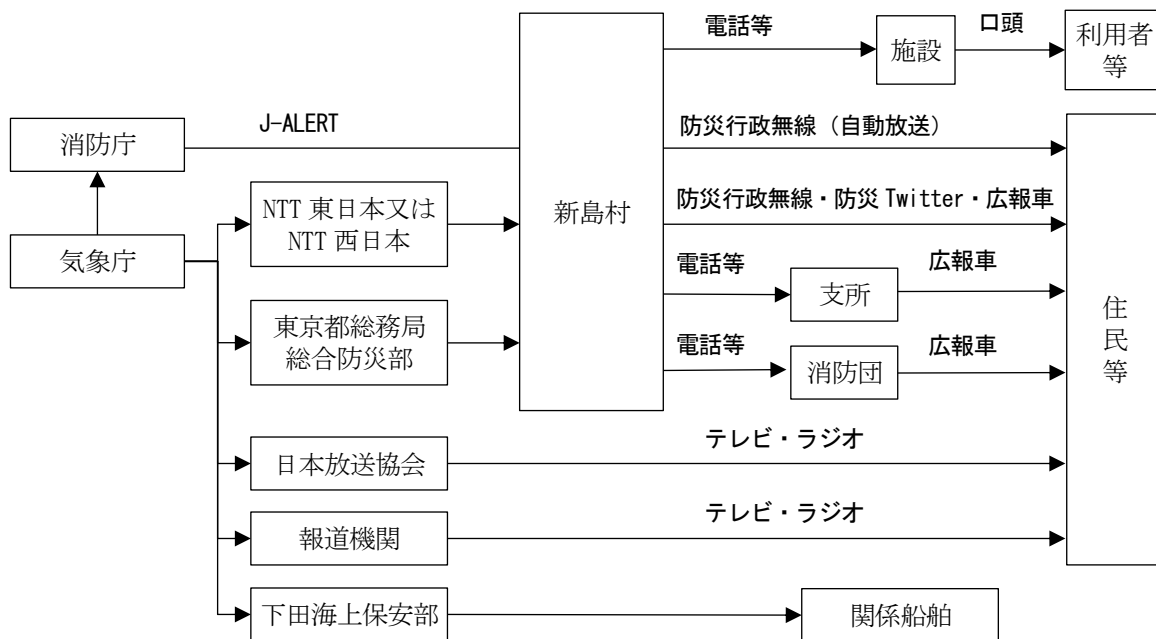
### (6) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻、噴煙高度等の情報を発表する。

## 3 情報伝達

村（企画財政部）は、火山警報等について、防災行政無線（同報系）、広報車、防災 Twitter 等により住民に周知する。情報の伝達系統は、次のとおりである。

なお、噴火警報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連動した防災行政無線の自動放送、携帯電話の一斉配信等により住民に伝達される。



【情報の伝達経路】

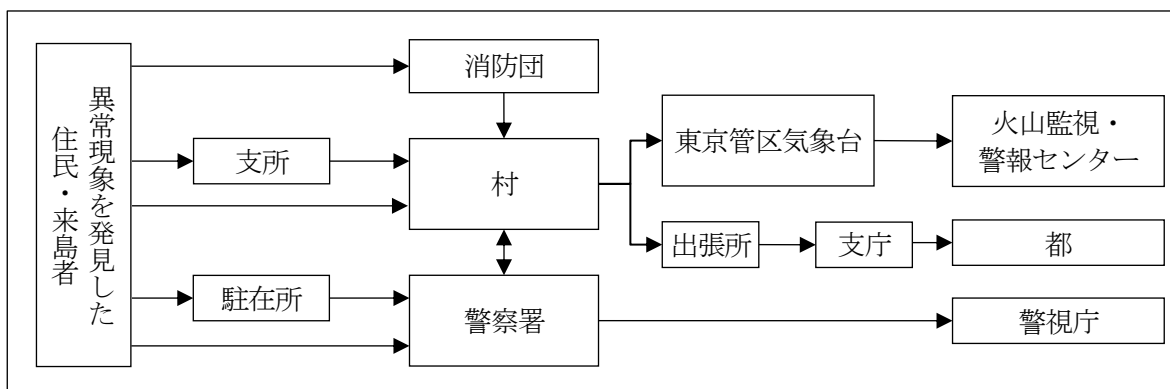
## 第2節 被害情報の収集・報告

### 1 異常現象の通報

住民等は、火山の異常現象を発見した場合、直ちに、村、支所、警察署（駐在所）又は消防団に通報する。

村、警察署（駐在所）及び消防団は、通報を受けた場合、次の伝達系統により伝達する。

なお、東京管区気象台及び火山監視・警報センターは、火山の異常現象の評価結果を村に伝達する。



【異常現象の通報経路】

### 2 現地調査

村（総務部、企画財政部、消防部）は、調査班を編成し、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、東京管区気象台及び火山監視・警報センターと協力して、異常現象の把握のための現地調査を行う。

### 3 降灰情報の報告

村（総務部）は、降灰を覚知した場合は、降灰状況の調査を行い、都を通じて気象庁に報告する。

また、降灰による被害の発生に際して、速やかに村内又は所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、あらかじめ定められた伝達系統により、都等に報告する。

### 4 都への報告

村（総務部）は、災害が発生したときから応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。

なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び都に報告ができない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

#### (1) 報告すべき事項

|   |                           |
|---|---------------------------|
| ア | 災害の原因                     |
| イ | 災害が発生した日時                 |
| ウ | 災害発生した場所又は地域              |
| エ | 被害状況（「被害程度の認定基準」に基づき認定）   |
| オ | 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 |
| カ | 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類    |
| キ | その他必要な事項                  |

#### (2) 報告の方法

原則として、災害情報システム（DIS）への入力により報告する。

ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAX 等あらゆる手段により報告する。

#### (3) 報告の種類・期限等

報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は、次のとおりである。

【報告の種類等】

| 報告の種類    |        | 入力期限              | 入力画面           |
|----------|--------|-------------------|----------------|
| 発災通知     |        | 即時                | 発災情報           |
| 被害措置概況速報 |        | 即時及び都が通知する期限内     | 災害総括、被害情報、措置情報 |
| 要請通知     |        | 即時                | 要請情報           |
| 確定報      | 災害確定報告 | 応急対策を終了した後 20 日以内 | 災害総括           |
|          | 各種確定報告 | 同上                | 被害情報、措置情報      |
| 災害年報     |        | 4 月 20 日          | 災害総括           |

#### (4) 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、本編 第3部 第17章「災害救助法の適用」に定めるところによる。

## 第3章 応援協力・派遣要請

| 項目                 | 村担当 | 関係機関 |
|--------------------|-----|------|
| 第1節 都・防災関係機関への応援要請 | 総務部 |      |
| 第2節 協定に基づく応援要請     | 総務部 |      |
| 第3節 自衛隊の災害派遣要請     | 総務部 |      |
| 第4節 村の受援体制         | 総務部 |      |

### 第1節 都・防災関係機関への応援要請

#### 1 都に対する要請

村長（総務部）は、災害が発生し、応急災害対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条に基づき、知事に対し、応援の要請又は応援のあつせんを求める。

その場合、都本部に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由）
- (2) 応援を希望する機関名
- (3) 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要な事項

#### 2 指定地方行政機関等への応援要請

村長（総務部）は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、法令に基づき、知事に対し、次の職員の派遣又はあつせんを求める。

##### 【指定地方行政機関等への応援要請の内容】

| 内容   | 根拠法令         |
|--|--------------|
| 指定地方行政機関、特定公共機関の職員の派遣要請                              | 災害対策基本法第29条2 |
| 指定公共機関、指定地方行政機関、特定公共機関の職員の派遣あつせん                     | 災害対策基本法第30条  |
| 地方自治法第252条17の規定による職員の派遣、地方独立行政法人法第124条第1項の規定による職員の派遣 | 災害対策基本法第30条2 |

#### 3 区市町村への応援要請

村長（総務部）は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の区市町村長に対し、応援を求める。

#### 4 海上保安庁に対する要請

村長（総務部）は、海上保安庁の支援を必要とするときは要請事項を明らかにし、知事を通じて要請する。

なお、知事を通じて要請することが困難な場合は、下田海上保安部に直接要請し、知事に対

しても速やかに連絡する。

海上における災害応急対策は、次のとおりである。

- |  |
|--|
| (1) 巡視船艇、航空機等を活用した、海上及び沿岸部等の被害状況の情報収集<br>(2) 巡視船艇、航空機等を活用した、人命の救助・救急活動、消火活動、流出油等の防除活動及び海上交通の安全確保等<br>(3) 巡視船艇、航空機等を活用した、人員及び救援物資の輸送活動等<br>(4) 上記を実施するために必要な車両による活動 |
|--|

## 第2節 協定に基づく応援要請

村長（総務部）は、災害が発生し応急対策活動を行う場合において、必要と認める業務について協定団体等に対し協力要請を行う。

なお、村は次の団体等と協定等を締結し、災害時の協力業務及び方法などを定めている。

### 【協定の内容】

| 協定団体                 | 協定名                       |
|----------------------|---------------------------|
| 島しょ町村                | 島しょ町村災害時相互応援に関する協定        |
| 東京消防庁                | 消防応援協定、消防応援協定に基づく覚書       |
| にいじま漁業協同組合           | 災害時における船舶による輸送等に関する協定     |
| 新島村商工会               | 災害時における食料品等調達業務に関する協定書    |
| 社会福祉法人新島はまゆう会        | 災害発生時における相互協力に関する協定書      |
| 国土交通省関東地方整備局         | 災害時の情報交換に関する協定            |
| 新島建設業協会              | 災害時における応急対策業務に関する協定       |
| 郵便局                  | 災害時における郵便局と新島村役場の協力に関する協定 |
| 東京都                  | 災害時における支庁緊急対応費による応援に関する協定 |
| 都立新島高等学校             | 避難所施設に関する協定               |
| 防衛装備庁航空装備研究所<br>新島支所 | 大規模災害時における施設の緊急使用に関する協定書  |

## 第3節 自衛隊の災害派遣要請

### 1 知事への要求

#### (1) 手続き

村長（総務部）は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣を要求する。

その場合、次に掲げる事項を明らかにした文書で要求し、緊急を要する場合にあっては、電話又は口頭で要求し、事後速やかに文書を送達する。

|                    |                |
|--------------------|----------------|
| ア 災害の情况及び派遣を要請する事由 | イ 派遣を希望する期間    |
| ウ 派遣を希望する区域及び活動内容  | エ その他参考となるべき事項 |

#### (2) 部隊への通知

村長（総務部）は、災害が発生し、通信の途絶等により（1）の要求ができない場合には、

その旨及び災害の状況を直接部隊長に通知する。

この場合、速やかにその旨を知事に通知する。

【部隊への通知先】

| 部隊名等              | 連絡先                            |                          |
|-------------------|--------------------------------|--------------------------|
|                   | 時間内                            | 時間外                      |
| 陸上自衛隊 第1師団<br>司令部 | 第3部長又は同部防衛班長<br>03 (3933) 1161 | 司令部当直長<br>03 (3933) 1161 |

## 2 災害派遣部隊の受入れ体制

村（総務部）は、次のように災害派遣部隊の受入れを行う。

### (1) 応援協議

派遣部隊指揮官と、応援を求める業務等必要な事項について協議する。

### (2) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。

### (3) 作業計画及び資機材の準備

作業実施に必要な資機材の準備を整える。

また、施設の使用に際して管理者の了解を取り付けるなど留意する。

### (4) 活動拠点及びヘリポート等使用の通報

派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう、自衛隊の活動拠点として「いきいき広場」を確保する。

また、ヘリポート（場外離着陸場）については、次の場所の使用を派遣部隊に通報する。

|                         |        |            |
|-------------------------|--------|------------|
| ア 若郷ヘリポート               | イ 新島空港 | ウ 式根島ヘリポート |
| エ 防衛装備庁航空装備研究所新島支所ヘリポート |        |            |

## 3 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた当村が負担する。

### (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

### (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料

### (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

### (4) 海上輸送料等

### (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた当村とで協議する。

## 4 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は、次のとおりである。

## 【災害派遣部隊の活動】

| 項 目         | 内 容  |
|-------------|--|
| 被害状況の把握     | 車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。  |
| 避難の援助       | 避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。                              |
| 遭難者等の捜索救助   | 行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。   |
| 水防活動        | 堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。  |
| 消防活動        | 火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。 |
| 道路又は水路の啓開   | 道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。  |
| 応急医療、救護及び防疫 | 被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。  |
| 人員及び物資の緊急輸送 | 救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。           |
| 炊飯及び給水      | 被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。  |
| 物資の無償貸付又は譲与 | 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し又は救じゅつ品を譲与する。                        |
| 危険物の保安及び除去  | 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。   |
| その他         | その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。  |

## 第4節 村の受援体制

## 1 応援の調整

村（総務部）は、応援を要請した場合、応援要員の職種、人数、必要資機材等について応援先と調整を行う。

## 2 応援の受入れ

村（総務部）は、応援隊を受入れるため駐車可能な集結地を指定する。宿泊施設は、原則として応援側に確保を要請するが、可能な範囲で公共施設等を提供する。

なお、応援職員の食料・資機材等は、原則として応援側に確保を要請する。

## 第4章 避難

| 項目              | 村担当           | 関係機関            |
|-----------------|---------------|-----------------|
| 第1節 避難の基本方針     |               |                 |
| 第2節 立入規制        | 総務部、建設部、消防部   | 新島警察署、大島支庁新島出張所 |
| 第3節 警戒区域の設定     | 総務部           |                 |
| 第4節 避難情報        | 総務部、企画財政部、消防部 |                 |
| 第5節 一般住民の避難     | 総務部、消防部       | 新島警察署、大島支庁新島出張所 |
| 第6節 避難行動要支援者の避難 | 総務部、民生部       |                 |
| 第7節 来島者の避難      | 総務部           |                 |
| 第8節 自主避難への対応    | 総務部           |                 |

### 第1節 避難の基本方針

避難は、気象庁が発表する「噴火警戒レベル」に基づき、「噴火ケース（島内における噴火・浅海（100m以浅）における噴火）」に応じて行う。

避難は、住民を「一般住民」と「避難行動要支援者（社会福祉施設入所者及び入院患者を含む。）」に区分し、「来島者」を加えた3つの区分に応じて行う。

#### （1）一般住民

避難対象地域が一部の居住地域である場合は「島内避難」、避難対象地域が全ての居住地域に及ぶ場合又は島内避難生活が困難な場合等は「島外避難」とする。

#### （2）避難行動要支援者

火山活動の状況等から必要な場合は「島外避難」とする。

#### （3）来島者

原則、「島外避難」とする。

避難に関する詳細については、「新島火山避難計画」を参照のこと。



噴火警戒レベルと避難対応の目安

|                | レベル1   | レベル2   | レベル3   | レベル4   | レベル5   |
|----------------|--|--|--|--|--|
| 噴火警戒レベル        | 活火山であることに留意  | 火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性  | 居住地域近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性  | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性   | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫  |
| 噴火ケースと想定される現象  | <p>《新島・式根島島内における噴火【災害要因：噴石、火山灰、火砕流、火砕サージ】》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新島または式根島島内を震源とする浅い火山性地震の増加と地殻変動を観測</li> <li>・火山性地震は少ない</li> <li>・明い噴気や地熱がみられる程度</li> </ul> <p>《浅海(100m以浅)における噴火【災害要因：噴石、火山灰、火砕流、火砕サージ】》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測</li> <li>・(噴火が発生した際に、新島または式根島島内に影響が及ぶ可能性がある場合)</li> <li>・震源の浅い有熱地帯が複数発生するなど地殻変動を観測</li> <li>・マグマ上昇を示す顕著な地殻変動を観測</li> <li>・浅い低周波地震が多発</li> </ul> | <p>《新島・式根島島内における噴火【災害要因：噴石、火山灰、火砕流、火砕サージ】》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測</li> <li>・(噴火が発生した際に、新島または式根島島内に影響が及ぶ可能性がある場合)</li> <li>・震源の浅い有熱地帯が複数発生するなど地殻変動を観測</li> <li>・マグマ上昇を示す顕著な地殻変動を観測</li> <li>・浅い低周波地震が多発</li> </ul> <p>《浅海(100m以浅)における噴火》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測</li> <li>・(噴火が発生した際に、新島または式根島島内に影響が及ぶ可能性がある場合)</li> <li>・震源の浅い有熱地帯が複数発生するなど地殻変動を観測</li> <li>・マグマ上昇を示す顕著な地殻変動を観測</li> <li>・浅い低周波地震が多発</li> </ul> | <p>《新島・式根島島内における噴火【災害要因：噴石、火山灰、火砕流、火砕サージ】》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測</li> <li>・(噴火が発生した際に、新島または式根島島内に影響が及ぶ可能性がある場合)</li> <li>・震源の浅い有熱地帯が複数発生するなど地殻変動を観測</li> <li>・マグマ上昇を示す顕著な地殻変動を観測</li> <li>・浅い低周波地震が多発</li> </ul> <p>《浅海(100m以浅)における噴火》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測</li> <li>・(噴火が発生した際に、新島または式根島島内に影響が及ぶ可能性がある場合)</li> <li>・震源の浅い有熱地帯が複数発生するなど地殻変動を観測</li> <li>・マグマ上昇を示す顕著な地殻変動を観測</li> <li>・浅い低周波地震が多発</li> </ul> | <p>《新島・式根島島内における噴火【災害要因：噴石、火山灰、火砕流、火砕サージ】》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測</li> <li>・(噴火が発生した際に、新島または式根島島内に影響が及ぶ可能性がある場合)</li> <li>・震源の浅い有熱地帯が複数発生するなど地殻変動を観測</li> <li>・マグマ上昇を示す顕著な地殻変動を観測</li> <li>・浅い低周波地震が多発</li> </ul> <p>《浅海(100m以浅)における噴火》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測</li> <li>・(噴火が発生した際に、新島または式根島島内に影響が及ぶ可能性がある場合)</li> <li>・震源の浅い有熱地帯が複数発生するなど地殻変動を観測</li> <li>・マグマ上昇を示す顕著な地殻変動を観測</li> <li>・浅い低周波地震が多発</li> </ul> | <p>《新島・式根島島内における噴火【災害要因：噴石、火山灰、火砕流、火砕サージ】》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測</li> <li>・(噴火が発生した際に、新島または式根島島内に影響が及ぶ可能性がある場合)</li> <li>・震源の浅い有熱地帯が複数発生するなど地殻変動を観測</li> <li>・マグマ上昇を示す顕著な地殻変動を観測</li> <li>・浅い低周波地震が多発</li> </ul> <p>《浅海(100m以浅)における噴火》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測</li> <li>・(噴火が発生した際に、新島または式根島島内に影響が及ぶ可能性がある場合)</li> <li>・震源の浅い有熱地帯が複数発生するなど地殻変動を観測</li> <li>・マグマ上昇を示す顕著な地殻変動を観測</li> <li>・浅い低周波地震が多発</li> </ul> |
| 避難対応(新島村)      | 必要に応じて噴気・地熱地帯等周辺を立入規制  |  |  |  |  |
| 避難対応(神津島村・利島村) | <p>《新島・式根島島内における噴火》</p> <p>必要に応じて噴気・地熱地帯等周辺を立入規制</p> <p>一般住民の島内避難</p> <p>避難行動要支援者の避難準備</p> <p>来島者の島外避難</p> <p>《神津島や利島に噴火の影響が及ぶおそれのある場合》</p> <p>一般住民の避難準備</p> <p>避難行動要支援者の避難準備</p> <p>来島者の島外避難</p>  |  |  |  |  |
| 避難対応(新島村)      | <p>《新島・式根島島内における噴火【災害要因：噴石、火山灰、火砕流、火砕サージ】》</p> <p>噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲を立入規制</p> <p>一般住民の島内避難</p> <p>避難行動要支援者の島内避難</p> <p>来島者の島外避難</p> <p>《浅海(100m以浅)における噴火》</p> <p>噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲を立入規制</p> <p>一般住民の島内避難</p> <p>避難行動要支援者の島内避難</p> <p>来島者の島外避難</p>   |  |  |  |  |
| 避難対応(神津島村・利島村) | <p>《神津島や利島に噴火の影響が及ぶおそれのある場合》</p> <p>一般住民の避難準備</p> <p>避難行動要支援者の避難準備</p> <p>来島者の島外避難</p>   |  |  |  |  |

※新たに開く火口の位置によっては、ごく短時間で居住地域に影響を及ぼすことから避難のためのリードタイムが短いため、迅速な避難が必要である。  
 ※火山活動の状況によっては、事前に噴火警戒レベルを引き上げられないまま突発的噴火が発生する可能性がある。また、必ずしも噴火警戒レベルが段階を遡って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。

## 第2節 立入規制

### 1 立入規制範囲の設定

村長（総務部）は、気象庁発表の噴火警報・予報若しくは火山の状況に関する解説情報等入手し、又は東京管区気象台若しくは火山専門家からの助言により、火口周辺等への立入規制を行う必要があると認める場合、支庁長（出張所長）及び警察署長と協議の上、立入規制を行う。

立入規制と噴火警戒レベルの対応は、次のとおりとする。

【立入規制と噴火警戒レベル】

| 噴火ケース    | 噴火警戒レベル | 立入規制の範囲                |
|----------|---------|------------------------|
| 島内における噴火 | レベル5・4  | 居住地域までの必要な範囲           |
|          | レベル3・2  | 必要に応じて噴気・地熱地帯等の異常発生域周辺 |
| 浅海における噴火 | レベル5～2  | 噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲  |

### 2 都への報告等

村長（総務部）は、立入規制を実施した場合、直ちに、支庁長（出張所長）を経由し都（総務局）に報告するとともに、警察署長、消防団長及び東京管区気象台へ通知する。

### 3 立入規制の方法

村（建設部）及び村の要請を受けた支庁（出張所）は、道路封鎖等の作業を協力して行う。  
なお、村（建設部、消防部）、支庁（出張所）及び警察署（駐在所）は、火山活動の状況を確認した上で、規制箇所を巡回する。

### 4 施設からの退避

村、警察署（駐在所）及び消防団は、状況に応じて施設利用者等の退避の誘導を行う。

### 5 立入規制範囲への立入り

立入規制範囲へは、村の許可を得た者に限り立ち入ることができる。

## 第3節 警戒区域の設定

村長（総務部）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止及び退去を命ずる。

## 第4節 避難情報

### 1 避難指示等の発令

#### (1) 避難指示等

村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、「高齢者等避難」又は「避難指示」若しくは「緊急安全確保措置」を発令する。

発令にあたっては、火山専門家の助言を受け、支庁長（出張所長）、警察署長、東京管区気象台長及び関係機関の長と協議する。

避難指示等の発令基準は、次のとおりである。

【避難指示等の基準】

| 種別     | 基準   |
|--------|--|
| 高齢者等避難 | 噴火警戒レベル4が発表される等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合       |
| 避難指示   | 噴火警戒レベル5が発表される等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合 |

(2) 避難準備の伝達

村長は、噴火警戒レベル3が発表されるなど、居住地域近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性、若しくは噴火の発生がある場合には、「高齢者等避難」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、本村診療所、式根島診療所、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に「避難準備」を伝達する。

(3) 島外避難の判断

島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

【島外避難の判断基準】

| 区分                | 判断要素  |
|-------------------|---|
| 島内全域における生命・身体への危険 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸域あるいは沿岸部及び浅海域での大規模な噴火（火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性</li> <li>・多量の火山灰堆積後の大雨による居住地域周辺での土石流発生の可能性</li> <li>・新島島内全域での震度5程度の有感地震の続発及び顕著な山体変形による山体崩壊の可能性</li> <li>・大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性</li> </ul>        |
| 島内避難が困難・島外避難への影響  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・島内の避難所において避難者を収容することが困難</li> <li>・ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難</li> <li>・気象や火山活動の状況により船舶の接岸及び航行が不可能となる可能性</li> <li>・複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性</li> <li>・大量の火山灰の堆積、降灰後の大雨による土石流の発生等により避難港への移送が不可能となる可能性</li> </ul> |

2 避難指示等の伝達

(1) 避難指示等の内容

村（総務部）は、次の内容を明示して避難指示等を行う。

|                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| ア 避難の理由、可能性のある現象    | イ 避難対象地域           |
| ウ 立入規制範囲            | エ 避難の切迫性           |
| オ 避難先               | カ 避難方法             |
| キ 携行品・服装の留意点        | ク 電気・ガス・水道の遮断、戸締り  |
| ケ ペットの同行避難についての留意事項 | コ 近隣の住民等への避難等の呼びかけ |

(2) 伝達方法

村（企画財政部、消防部）は、防災行政無線、サイレン、防災Twitter、広報車、電話等に

より伝達する。

## 第5節 一般住民の避難

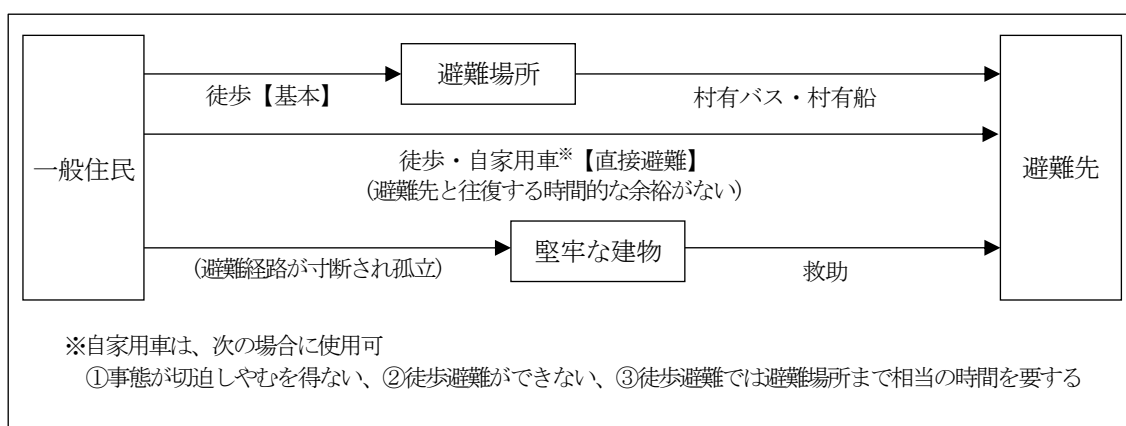
### 1 島内避難

#### (1) 避難方法

若郷地区の住民は、避難場所に徒歩で集合し、避難場所から本村地区の避難先まで村有バス又は村有船で移送する。

なお、避難対象地域に危険が切迫し、避難場所と避難先を村有バス又は村有船で往復する時間的な余裕がない場合、又は、居住地域の実情により必要な場合は、避難先への直接避難を行う。

避難経路が寸断され孤立した場合は、堅牢な建物に避難し救助を待つ。



#### (2) 避難誘導

避難誘導は、村（消防部）、警察官が行う。

#### (3) 交通規制

警察署（駐在所）は、避難対象地域への車両の進入を規制する。

#### (4) 残留者の確認

村（消防部）及び警察官は、残留者の確認を行う。

避難指示に従わない者に対しては、危険性等を説明し、避難するよう説得に努める。

### 2 島外避難

#### (1) 島内の移動及びその他の措置

基本的に島内避難と同様とする。

#### (2) 島外への移動

都は、海上移送の手段として、東海汽船、協定締結団体等から船舶を確保する。

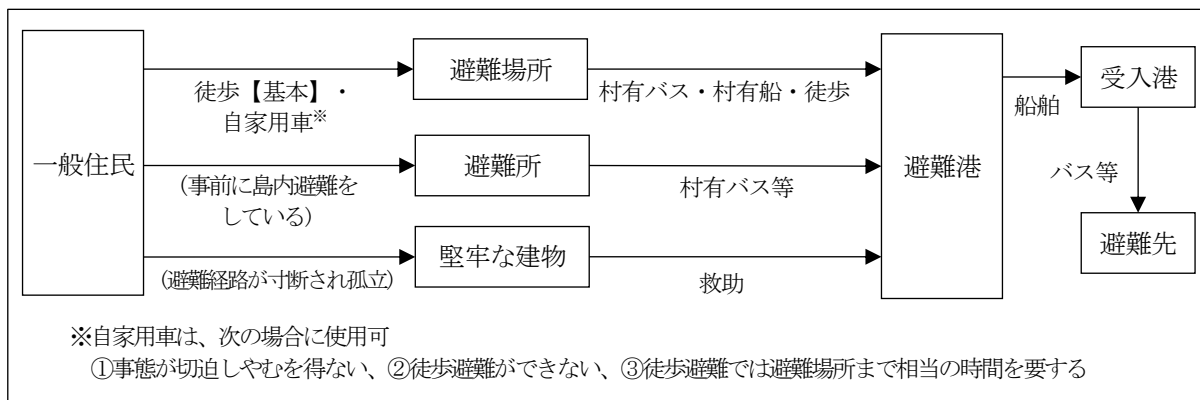
また、海上保安本部及び自衛隊に海上移送を要請する。

陸上移送の手段は、東京バス協会等からバスを確保する。

なお、村（総務部）は、必要に応じて、ヘリコプターによる移送を都に要請する。

#### (3) 避難先

都は、受入港からの距離、避難者数等を踏まえ、東京港周辺区等と調整し、避難先を決定する。



## 第6節 避難行動要支援者の避難

### 1 避難の基準

避難行動要支援者の避難の基準は、次のとおりである。

#### 【避難行動要支援者の避難の基準】

| 区分   | 基準  |
|------|---|
| 避難準備 | 噴火警戒レベル3が発表される等、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性、若しくは噴火の発生がある場合 |
| 島内避難 | 高齢者等避難、避難指示が発令された場合                                     |
| 島外避難 | 高齢者等避難、避難指示が発令され、火山活動の状況等から島外避難が必要と判断した場合               |

### 2 島内避難

避難先は、協定を結んでいる新島はまゆう会特別養護老人ホームとする。  
 村（民生部）は、避難支援等関係者と連携し、適切な手段により移送する。  
 なお、家族等の支援者が移送する場合は、自家用車の利用を可とする。

### 3 島外避難

村（総務部）は、避難行動要支援者の島外避難を判断した場合、支庁（出張所）を經由し、都に島外への移送を要請する。  
 島外への移送については、都と村で協議の上、適切な手段により移送する。

## 第7節 来島者の避難

村（総務部）は、来島者に対して、新島観光協会、東海汽船、航空会社、宿泊施設等を通じ、島外避難を呼びかける。

また、住民、防災関係機関等の関係者以外の来島を控えるよう、広く一般に呼びかける。

## 第8節 自主避難への対応

### 1 島内での自主避難

村（総務部）は、島内での自主避難を希望する住民に対して、避難所を開設するとともに、食料や生活必需品等を携行するよう周知する。

なお、島内での自主避難は、自力での避難所への移動、避難者による自活を基本とする。

## 2 島外への自主避難

村（総務部）は、住民に対して、空港及び港への自家用車の放置防止、所在の連絡をするよう呼びかける。

また、空港及び港までの移動手段として村有バスを運行させる。

## 第5章 避難に伴う対応措置

| 項目              | 村担当 | 関係機関            |
|-----------------|-----|-----------------|
| 第1節 医療救護        | 衛生部 | 島しょ保健所大島出張所新島支所 |
| 第2節 行方不明者の捜索・救助 | 消防部 | 新島警察署           |
| 第3節 残留機関の現地活動対策 |     | 関係機関            |

### 第1節 医療救護

村（衛生部）は、噴火により傷病者が発生した場合は、本村診療所、式根島診療所又は避難所に設置する医療救護所において行う。

村での医療救護活動が困難な場合は、都に応援又は患者の島外への搬送を要請する。

詳細は、本編 第3部 第6章「医療救護等対策」を準用する。

### 第2節 行方不明者の捜索・救助

村（消防部）は、新島警察署と連携して行方不明者（周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。）の情報を収集し、捜索・救助活動を行う。

また、必要に応じて、支庁を経由し、都に応援を要請する。

### 第3節 残留機関の現地活動対策

島外避難に当たっては、災害対応、ライフライン維持、治安維持、火山観測等の現地活動を行う残留機関を支援するための拠点を、島内、洋上の船舶、近隣の島等に、状況に応じて設置する。

残留機関は、村に活動内容、規模等を届け出るとともに、避難方法についてあらかじめ検討する。

## 第6章 避難生活

| 項目           | 村担当                            | 関係機関 |
|--------------|--------------------------------|------|
| 第1節 島内での避難生活 | 民生部、衛生部、産業観光部、建設部、式根島支所部、若郷支所部 |      |
| 第2節 島外での避難生活 | 各部                             |      |

### 第1節 島内での避難生活

#### 1 避難所の開設・運営

村（民生部、式根島支所部、若郷支所部）は、住家が被災し居住が困難となった被災者に対し、生活の場として避難所を開設する。

詳細は、本編 第3部 第8章「避難」を準用する。

#### 2 食料及び生活必需品の供給

村（産業観光部）は、避難者に備蓄及び事業者、都等から食料及び生活必需品を調達し、供給する。

詳細は、本編 第3部 第9章「飲料水・食料・生活必需品の供給・輸送」を準用する。

#### 3 飲料水の供給

村（建設部）は、断水した場合、給水活動を実施する。

また、施設が被災した場合、村（産業観光部）は、ペットボトル等を調達し供給する。

詳細は、本編 第3部 第9章「飲料水・食料・生活必需品の供給・輸送」を準用する。

#### 4 健康管理等

村（衛生部）は、在宅の難病患者及び体調不良を訴える避難者の対応を行う。

また、防疫対策を迅速かつ的確に行い、感染症の発生及びまん延を防止する。

詳細は、本編 第3部 第6章「医療救護等対策」を準用する。

#### 5 要配慮者対策

村（民生部、式根島支所部、若郷支所部）は、要配慮者の状況を把握し、福祉避難所を設置して必要な措置をとる。

詳細は、本編 第3部 第8章「避難」を準用する。

#### 6 ペット対策

村（民生部）は、同行避難した動物の飼い主に対し、飼養場所の指定、給餌等の適正飼養、衛生管理等について指導する。

詳細は、本編 第3部 第6章「医療救護等対策」を準用する。

その他、島内避難における対策については、本編第3部の各章を準用する。

### 第2節 島外での避難生活

島外における避難所の開設・運営、要配慮者対策、ペット対策、応急住宅対策、応急教育等の避難生活の支援は、東京都地域防災計画等に基づき、都、村及び関係機関が連携して実施する。



## 第7章 その他の対策

| 項目             | 村担当           | 関係機関  |
|----------------|---------------|---|
| 第1節 降灰対策       | 建設部           | 大島支庁新島出張所                                   |
| 第2節 遺体の取扱い     | 民生部           |   |
| 第3節 施設の応急・復旧対策 | 建設部           | 大島支庁新島出張所、東京電力パワーグリッド(株)、LPガス事業者、各通信事業者     |
| 第4節 応急生活対策     | 企画財政部、民生部、建設部 | 都、都社会福祉協議会、飯田橋公共職業安定所、日本郵便(株)、日本放送協会、各通信事業者 |
| 第5節 応急教育・保育    | 民生部、教育部       |   |

### 第1節 降灰対策

#### 1 降灰対策

火山灰の収集及び処分に関する対応は、次のとおりとする。

- (1) 宅地等に降った火山灰は、土地の所有者又は管理者が対応することを原則とする。
- (2) 火山灰の運搬は、村が実施する。運搬に際しては、一般廃棄物とは別に行う。
- (3) 火山灰の仮置きのため、村は、公共用地等に仮置場を設置する。処分については、都及び関係機関と調整の上、処分する。

#### 2 道路等の啓開

道路管理者（建設部、大島支庁新島出張所）は、管理する道路に堆積した火山灰の除去を行う。

また、都（大島支庁新島出張所）は、港湾、漁港内の火山灰の除去を行う。

### 第2節 遺体の取扱い

村（民生部）は、公共施設等に遺体収容所を開設し、遺体を収容する。

また、新島警察署は、検視・検案及び身元確認を行う。

詳細は、本編 第3部 第7章「遺体の取扱い」を準用する。

### 第3節 施設の応急・復旧対策

#### 1 ライフライン施設

村（建設部）、その他ライフライン機関は、被害状況に応じ、ライフラインの応急・復旧対策を行う。

詳細は、本編 第3部 第11章「ライフライン施設の応急対策」を準用する。

#### 2 公共土木施設

村（建設部）及び都（大島支庁新島出張所）は、管理する道路、港湾・漁港、海岸施設、空港等の応急・復旧対策を行う。

詳細は、本編 第3部 第12章「公共土木施設等の応急・復旧対策」を準用する。

## 第4節 応急生活対策

### 1 住家被害調査・罹災証明の交付

村（企画財政部）は、家屋の被害状況を調査し、罹災証明を交付する。

詳細は、本編 第3部 第13章「応急生活対策」を準用する。

### 2 被災住宅の応急修理

村（建設部）は、災害救助法が適用された地域内において、災害により住家が半壊し、又は半焼した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。

詳細は、本編 第3部 第13章「応急生活対策」を準用する。

### 3 応急仮設住宅の供給

村（建設部）は、都と連携して、災害救助法が適用された地域において、災害により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に、応急仮設住宅等を供給する。

詳細は、本編 第3部 第13章「応急生活対策」を準用する。

### 4 被災者の生活確保

村（企画財政部、民生部）及び関係機関は、法令等に基づき、被災者生活再建支援金の支給等、被災者の生活を支援する。

詳細は、本編 第3部 第13章「応急生活対策」を準用する。

## 第5節 応急教育・保育

村（教育部、民生部）は、小中学校及び保育園の被害状況を把握し、応急復旧を行い、早期に授業を再開するよう努める。

島外避難した場合の対応については、都と協議して行う。

## 第8章 災害救助法の適用

村長は、災害救助法の適用基準に該当する場合は、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法に基づき救助を行う。

詳細は、本編 第3部 第17章「災害救助法の適用」を準用する。

## 第9章 激甚災害の指定

村長（総務部）は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、都知事に報告する。

村は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出する。

## 第4部 復興計画

火山活動が沈静化し、村での生活が見込まれる段階に至った場合は、復興本部を設置し、災害復興基本方針及び災害復興計画を策定する。

復興に関する詳細は、本編 第4部「復興計画」を準用する。